5．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．共通経費の配賦基準について

独立行政法人原子力安全基盤機構の共通経費配賦基準を定める規程及び独立行政法人原子力安全基盤機構の共通経費配賦基準取扱細則に基づき処理しております。

7．キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲は、普通預金となっております。

8．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［**キャッシュ・フロー計算書関係**］

1．資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	2,225,767,773円
定期預金	△　1,809,766,580円
資金期末残高	416,001,193円

2．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	3,345,376円

［**行政サービス実施コスト計算書関係**］

引当外退職給付増加見積額のうち、3,853,581円については国からの出向職員に係るものであります。

［**金融商品に関する事項**］

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しており、株式等は保有しておりません。

当法人は、資金調達については検査手数料収入によっております。

財政融資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行による資金の調達は行っておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	2,225,767,773円	2,225,767,773円	0円
⑵未収入金	446,610円	446,610円	0円
⑶未払金	(　690,473,326円)	(　690,473,326円)	(　0円)
⑷短期リース債務	(　3,897,381円)	(　3,897,381円)	(　0円)
⑸長期リース債務	(　7,681,283円)	(　6,938,604円)	(△　742,679円)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価に関する算定方法

⑴現金及び預金、⑵未収入金、⑶未払金、⑷短期リース債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸長期リース債務

長期リース債務の時価については、元利金の期末残高を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）　敷金・保証金については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金額を記載しておりません。

［**資産除去債務関係**］

当法人は、本部事務所（東京都港区）の賃貸借契約書に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本部事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

［**重要な後発事象**］

該当事項はありません。

［**その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報**］

原子力規制委員会への業務統合について

平成24年９月19日に施行された原子力規制委員会設置法附則第６条第４項において、「政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。」と規定されております。

なお、当法人が行う業務を原子力規制委員会に行わせる具体的な時期については、期末時点では未定です。

官報公告

解散公告

当社は、平成二十五年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月八日

埼玉県越谷市大字恩間七〇八番地一〇

有限会社時空支援

代表清算人　押江　満

解散公告

当社は、平成二十五年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月八日

東京都新宿区四谷一丁目四番地

スコピオン・プロパティ有限会社

清算人　森田　威

解散公告

当法人は、平成二十五年九月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月八日

東京都八王子市長沼町八二五番地六八

特定非営利活動法人明楽前進の会

代表清算人　長谷川義雄

解散公告

当社は、平成二十五年九月十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月八日

東京都目黒区自由が丘二丁目一五番一〇号

パシフィックコンサルティンググループ株式会社

清算人　関戸　明夫